**市営住宅入居募集のご案内**

**☆申込み 令和７年９月２２日（月）～令和７年１０月３日（金）**

**午前８時４５分から午後５時３０分まで（土・日・祝日を除く）**

**岩出市役所事業部土木課まで（郵送の場合は３日(金)の消印有効）**

**☆抽選会 日時　令和７年１０月１７日（金）　午後３時**

**場所　岩出市役所　２階　第４会議室**

募集住宅

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 団地名 | 所　在　地 | 構造・  間取り | 風　呂  給湯器  設　備 | 募集戸数 | 補欠 | 家賃 | 入　　居可能日 |
| 岡田団地  （10号室） | 岩出市岡田  631番地 | 簡易耐火　　２階建  ４ＤＫ  （１戸建てタイプ） | 有 | １ | １ | 1. 19,200 2. 22,200 3. 24,400 4. 24,400 5. 24,400 6. 24,400 | 令和7年  11月中旬頃 |
| 川尻団地  （７号室） | 岩出市川尻  241番地 | 耐火　　４階建  ２ＤＫ  （集合住宅タイプ）  ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ無  ※部屋は4階です | 有 | １ | １ | 1. 9,500 2. 10,900 3. 12,500 4. 14,100 5. 16,200 6. 17,600 | 令和7年  11月中旬頃 |

**＊①～⑥の家賃については入居される方、全員の所得に応じて異なります。**

**岩出市役所事業部土木課**

**〒６４９－６２９２　岩出市西野２０９**

**電話　０７３６－６２－２１４１（内線２１３）**

**市営住宅は**

住宅に困っておられる低所得者の方々のために建てられた賃貸住宅です。

このため、他の民間賃貸住宅とは異なり、公営住宅法や岩出市公営住宅管理条

例などに入居者資格が定められており、いろいろな制限があります。

この「募集のご案内」をよくお読みいただき、お申し込みください。

**目　　　　　次**

１　申込みの無効・失格・注意事項について　・・・・・・・・・・・　１

２　申込から入居まで　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３　申込資格等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

４　配布・受付・審査・選考・入居等について　・・・・・・・・・・　８

５　入居者の選考　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

６　入居手続等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

７　入居　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

８　岡田団地・川尻団地　間取り図　・・・・・・・・・・・・・・・１１

**１．申込みの無効・失格・注意事項について**

**申込みの無効・失格**

次のような場合は申込みを無効とします。

受け付けた後、当選しても入居資格審査により失格となる事があります。

1. 申込書に不実の記載があったとき。
2. 申込書に必要事項が記載されていないとき。
3. 必要な書類が添付されていないとき。
4. 入居申込資格がないとき。
5. 連帯保証人を用意できないとき
6. 期日までに敷金の納付ができないとき

**その他の注意事項**

1. 入居のとき、申込書に記載した方全員が同時に入居できることが必要です。申込み後同居親族に変更があった場合は失格になることがあります。
2. 婚姻予定者**（入居可能日までに入籍が確実な方）**は、婚約証明書（双方の父母等の証明）の添付が必要です。
3. **単身世帯の方は入居できません**。
4. 各種証明書（委任状、婚約証明書）の様式については、岩出市役所土木課に用意しています。
5. 入居を希望する団地の周辺環境は、事前に必ず確認しておいてください。
6. 月収入額は、岩出市役所土木課で計算いたします。
7. **入居時、照明器具、冷暖房器具、家具等は入居者負担で設置していただくことになります。なお、退去時には、入居者個人負担で撤去していただきます。また、退去時には、畳の表替え、ふすまの張替えその他必要な修繕もしていただきます。**
8. 入居時に敷金の納付が必要です（家賃３か月分相当）。
9. 入居時に連帯保証人を２名用意する必要があります。

**※連帯保証人は原則として入居者の親族に限ります。友人や保証会社は連帯保証人にはなれません。**

⑨ 犬・猫などの**動物を飼うことはできません**。一時的な預かりもできません。

|  |
| --- |
| 募集住宅については、前住者が退去した空家住宅を居住に支障のない  よう補修したものです。新築のような状態ではなく、修繕等について  できかねる箇所もありますのでご了承ください。 |

１

**２．申込から入居まで**

|  |  |
| --- | --- |
| **内　　覧　　会**  岡田団地：①9月11日（木）  　　　　　午後2時～午後3時  ②9月16日（火）  午後3時～午後4時  川尻団地：①9月11日（木）  　　　　　午後3時30分～午後4時30分  ②9月16日（火）  午後4時30分～午後5時30分 | * + 左記の日程で現地にて内覧会を行います。   内覧会で実際の部屋の内部を確認することができますので、納得のうえで申込をお願いします。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **申 込 書 を 提 出**  申込期間：  9月22日～10月3日 | * + 申込みは、１世帯につき１通に限ります。   + 10月3日（金）までにお持ちください。   （郵送の場合は3日（金）の消印有効）   * + 指定の申込用紙をご使用ください。   + 必要な事項が記入されていない申込書や必要書類が添付されていない場合は、受付できません。   ※ 記入漏れのないようご注意ください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **申 込 書 の 受 付** | * + 申込書の記載状況及び添付書類を確認します。 * この時点で、入居資格審査を行います。入居資格のない方は失格となります。 |

**２**

|  |  |
| --- | --- |
| **抽選番号のお知らせ** | * + 入居資格の有無及び抽選会の詳細等をお知らせします。   ※ 受付番号は受付順とします。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **公 開 抽 選 会** | * + 抽選会は１０月１７日（金）午後３：００   岩出市役所 ２階 第４会議室で行います。   * + 必ず本人又は代理人が出席してください。   + 欠席の場合は、失格とさせていただきます。 * 代理人の場合は必ず委任状を提出してください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **入居予定者として登録** | * + 当選された方は、入居予定者となります。   + 補欠者については、入居予定者が無効、失格となった場合、補欠順位に基づき順次ご連絡します。ただし、入居予定者が入居した時点で入居の権利はなくなります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **入居前の手続き** | * + 入居予定者は入居決定通知から１０日以内に以下の手続きが必要です。   ・敷金（家賃３か月分）を納付してください。  ・入居に係る請書（連帯保証人２名の署名・捺印と所得証明が必要です。） |

**３**

|  |  |
| --- | --- |
| **入　居　説　明　会** | * + 入居説明会を実施いたします。   + 日時等は、事前に連絡します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **鍵　　　渡　　　し** | * + 入居手続きを完了された方に鍵をお渡しします。   + 日時等は、事前に連絡します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **入　　　　　　　居** | * + 入居可能日は、１１月中旬頃です。   ※事務処理の関係上、日にちが前後する場合があります。   * + 入居可能の通知から、１４日以内にご入居いただきます。 |

４

**３．申込資格等について**

**（１）申込資格**

**一般世帯**

**市営住宅に申込みされる方は、次の①～⑧のすべての条件を満たしている必要があります。**

1. **岩出市内に住所を有すること。**

申込みの時点で、岩出市内に住所がある方に限らせていただきます。

1. **同居又は同居しようとする親族（婚姻の予定者及び内縁の配偶者を含みます。以下「同居親族」という。）があること。**

友人等の寄合世帯、他に扶養義務者のある祖父母、親、兄弟、姉妹を同居者とし、家族を不自然に分割して申し込むことはできません。

また、内縁関係については、住民票で確認できる場合にかぎります。

なお、婚約で入居申込みをされる方については、原則として入居可能日までに確実に入籍し入居できることが条件です。

（申込み時に単身で出産を予定されている方については、申込みできません。）

1. **同居又は同居しようとする方（住民票の性別同一である場合も含みます）と事実上婚姻関係と同様の事情にあること。**

和歌山県が交付する「パートナーシップ宣誓書受領証」の提示が必要です。

1. **申込世帯全員の計算後の月収額が、１５８，０００円以下であること。**

申込時に提出して頂いた、世帯全員の収入証明書を元にこちらで計算します。計算後、収入超過の場合は入居資格無しとなり、受付できません。

1. **現在、住宅に困窮していること。**

本人及び同居者の所有する住宅（共有持分のある方も含む。）がないこと。また、現在公営住宅に居住している方は、原則として申込みをすることができません。

　　（※持ち家の方は、原則として申込時までに本人及び同居者以外に所有権移転登記を完了できる方でないと申込みできません。）

５

1. **過去において、申込世帯全員が市営住宅の家賃を滞納していない者であること。**
2. **外国人については、在留カード及び特別永住者証明書を有していること。**

外国人登録証明書が在留カード及び特別永住者証明書としてみなされている期間については有効とする。

　　観光目的等による一時滞在者は申込みできません。

1. **申込者及び同居者が暴力団員でないこと。**

※注　暴力団員：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員

1. **申込者本人が成人であること。**

　　申込者本人が未成年で結婚していない場合は、原則として保護者又は後見人の同意があれば申し込むことができます。

（家族が不自然に分割して申し込むことはできません。）

６

**裁量世帯**

　「一般世帯の申込み資格①～⑧」の要件を満たし、かつ、次の①～⑨のいずれかに該当する方は、計算後の月収額が１５８，０００円を超え、２１４，０００円以下の方でも、入居申込みできます。

|  |  |
| --- | --- |
| **対象世帯** | **世帯要件** |
| ①高齢者世帯 | 申込者本人及び同居親族がすべて６０歳以上の世帯もしくは申込者本人が６０歳以上で同居親族が１８歳未満の方からなる世帯 |
| ②身体障害者世帯 | 申込者本人又は同居親族に、身体障害者手帳**１級から４級**までの交付を受けた方がいる世帯 |
| ③精神障害者世帯 | 申込者本人又は同居親族に、精神障害者保健福祉手帳**１級又は２級**の交付を受けた方がいる世帯 |
| ④知的障害者世帯 | 申込者本人又は同居親族に、知的障害の程度が**重度（Ａ１、Ａ２）又は中度（Ｂ１）**と判定された方がいる世帯 |
| ⑤戦傷病者世帯 | 申込者本人又は同居親族に、戦傷病者の交付を受けている方でその障害の程度が**特別項症から第６項症まで又は第１款症**の方がいる世帯 |
| ⑥原子爆弾被爆弾世帯 | 申込者本人又は同居親族に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第１１条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯 |
| ⑦引揚者世帯 | 申込者本人又は同居親族に、海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない方がいる世帯 |
| ⑧ハンセン病療養所入所者等世帯 | 申込者本人又は同居親族に、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯 |
| ⑨小学校就学前世帯 | 同居親族に小学校就学前の子供がいる世帯 |

※年齢は申込期間の最終受付日現在の年齢とします。

７

**４．配布・受付・審査・選考・入居等について**

**（１）申込用紙配布期間**

令和７年９月１日（月）～令和７年１０月３日（金）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〈土・日・祝を除く〉

**（２）受付期間**

令和７年９月２２日（月）～令和７年１０月３日（金）

午前８時４５分から午後５時３０分

※〔持参の場合は、土・日・祝除く〕〔郵送の場合は、１０月３日（金）消印有効〕

**ご注意**

1. 一世帯、一つの申込みに限られます。
2. 申込時や当選後に提出された書類は、一切返却いたしません。
3. 「市営住宅募集のご案内」をよくご覧のうえ、入居資格のある方のみ申込みください。

**（３）内覧会**

以下の日時で内覧会を行います。下記日時に直接お越しいただき、部屋の内部を確認のうえでお申し込みください。

・岡田団地　①令和７年９月１１日（木）　午後２時００分～午後３時００分

　　　　　　②令和７年９月１６日（火）　午後３時００分～午後４時００分

・川尻団地　①令和７年９月１１日（木）　午後３時３０分～午後４時３０分

　　　　　　②令和７年９月１６日（火）　午後４時３０分～午後５時３０分

**（４）入居資格審査**

申込み用紙及び添付書類等を確認し、入居資格審査を行います。審査の結果入居資格の有無及び抽選会の詳細を連絡します。

なお、入居資格を確認するために次の書類を提出してください。

**１ 収入を証明する書類**

収入の有無に関わらず、入居者全員〔中学生以下の方を除く〕の収入を証明する書類を提出してください。

**８**

**２ 住民票**

入居しようとする世帯全員の住民票を提出してください。

（婚姻等により別世帯の方が入居しようとするときは、それぞれの世帯全員の住民票が必要です。）

**３ 婚約証明書（該当者のみ必要です。）**

　入居可能日までに入籍することが確実であることを双方の父母等が証明したものを添付してください。

**４ パートナーシップ宣誓書受領書（該当者のみ必要です。）**

和歌山県が交付する「パートナーシップ宣誓書受領証」の写しを提出してください。

**５ その他の必要書類（該当者のみ必要です。）**

**裁量世帯**

|  |  |
| --- | --- |
| ①高齢者世帯 | 不要（住民票で確認します。） |
| ②身体障害者世帯 | 身体障害者手帳の写し |
| ③精神障害者世帯 | 精神障害者保健福祉手帳の写し |
| ④知的障害者世帯 | 療育手帳の写し |
| ⑤戦傷病者世帯 | 戦傷病者手帳の写し |
| ⑥原子爆弾被爆者世帯 | 医療特別手当証書の写し |
| ⑦引揚者世帯 | 永住帰国者証明書の写し |
| ⑧ハンセン病療養所入所者等世帯 | ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律第２条に規定する国立ハンセン病療養所入所等の長の証明 |
| ⑨小学校就学前世帯 | 不要（住民票で確認します。） |

９

**５　入居者の選考**

* 公開抽選により、当選者を決定します。ただし、補欠者は入居当選者が入居した時点で入居の権利はなくなります。
* 抽選日は１０月１７日（金）の午後３時から岩出市役所 ２階 第４会議室で行います。必ず本人又は代理人の方が参加してください（代理人の場合は、委任状を提出してください。）。
* 抽選会に本人及び代理人（委任状がない場合は失格とします。）の出席がない方は、失格とさせていただきます。
* 当選を辞退される方は、必ず書面で辞退届を提出してください。

**６　入居手続等**

* 入居決定者の方に、事前に入居前手続きについて連絡します。
* 入居前手続きは入居決定のあった日から１０日以内に行ってください。手続きに必要な書類等は、下記のとおりです。

1. 市営住宅入居の請書
2. 本人および連帯保証人（２名分）の印鑑登録証明書
3. 連帯保証人（２名分）の所得証明書
4. 市営住宅敷金の納入（家賃３ヶ月分）
5. 誓約書

* 上記の入居前手続きを完了された方に鍵をお渡しします。

**※連帯保証人は原則として入居者の親族に限ります。友人や信用保証会社等、親族以外の方は連帯保証人にはなれません。**

**７　入居**

* 入居可能日から１４日以内に入居してもらいます。

**※住民票も同時に移していただきます**

１０

**８　間取り図**　　　　　　（岡田団地）　　　専用床面積：75㎡

押

入

和室6帖

階段

（２階）

押

入

和室4.5帖

玄関

階段

浴室

洗面

ト

イ

レ

洋室

（１階）

押

入

Ｄ・Ｋ

和室

押

入

　　　　　　　　　　　　　（川尻団地）　　　専用床面積：42㎡

ベランダ

玄関

　押入

キッチン

トイレ

台所兼食堂

和室４．５畳

和室６畳

多用室

（約３畳）

洗面所

お風呂

１１